

なまこ素潜り漁業

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、愛知県漁業調整規則（昭和26年11月1日県規則第85号）第4条第11号に規定するなまこ素潜り漁業につき、愛知県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

（1）漁業種類

なまこ素潜り漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

1隻

（3）船舶総トン数

制限措置は定めず許可証に記載された総トン数

（4）推進機関の馬力数

制限措置は定めず許可証に記載された推進機関の馬力数

（5）操業区域

伊勢湾のうち愛知県の最大高潮時海岸線（島しょ部の海岸線を含む）から2,000メートル以内の海域及び三河湾とする。ただし、共同漁業権区域を除く。

（6）漁業時期

12月1日から翌年3月31日まで

（7）漁業を営む者の資格

県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第2条第1項第1号に規定する船舶）を使用する権利を有する者又は有する見込みのある者。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年7月10日（金）午前8時45分から令和8年8月10日（月）午後5時30分まで

3 備考

（1）この許可の有効期間は、許可の日から令和8年11月30日（月）までとする。

（2）この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 許可された漁船は、船首、船橋又は両げん側で外部から見やすい箇所に次のとおり許可番号を明瞭に表示しなければ、当該漁業に使用してはならない。

（ア）□□素○○（□□は組合名の頭2文字、○○は許可番号を記載する。）

（イ）各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

イ 素潜り操業する者は、許可を受けた者及びその者が知事に届け出た従事者に限る。

- ウ 夜間（日没から日の出までをいう。）操業してはならない。
- エ 愛知県漁業調整規則第11条第6項に規定するくじは、愛知県において行うものとする。

令和8年7月9日 愛知県知事 大村秀章